

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり
 特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成二十八年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	の代表者	の主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請の日
特定非営利活動法人癒しの家 吉屋	徳永 泰臣	広島県庄原市西城町平子六四八番地一四	この法人は、里山庄原市内で暮らす高齢者等に対して、集いの場所である癒しの家 吉屋を拠点として、楽しみながら身体を動かし、みんなが食事をとり、健康チェックをして元気で心の安定につなげるデイホーム事業、そして、野菜、花き、手芸品等を自ら生産・販売したり、子どもへの補習、野菜作りの指導、伝統文化の伝承等のいきがい事業を展開し、持っているそれぞれの能力を地域で役立てることに、より、年を重ねても社会の一員であることの自覚を持つ喜びと生きる楽しみに実感できる地域づくりに寄与することを目的とする。	平成二八年 一月三日